○輸出される医薬品中間物の取扱いについて

(平成一三年三月二日)

(環保企第一〇六号、一三製化安第一号、医薬化発第一六号)

(日本製薬団体連合会薬制委員会委員長あて厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室 長、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室長、環境省総合環境政策局環境保健部 企画課長通知)

中央省庁等改革関係法施行法(平成一一年法律第一六〇号)等の法令が平成一三年一月六日から施行されたことに伴い、「輸出される医薬品中間物の取扱いについて(回答)(昭和六二年三月一八日付日薬連発第一四二号照会に対する昭和六二年三月三〇日付厚生省薬務局安全課長及び通商産業省基礎産業局化学品安全課長回答)」については、厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室長、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室長及び環境省総合環境政策局環境保健部企画課長による連名回答とみなすこととしましたので、御了知の上、貴会加盟企業への周知方お願いいたします。

なお、貴会からの照会文書中、「法第三条第一項」については「法第三条」、「厚生・通産両省」については「厚生労働省、経済産業省及び環境省」と読み替えて御理解いただけますよう、あわせて御了知の上、周知方お願い申し上げます。